

○山形市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日条例第20号

改正

平成14年6月26日条例第40号

平成17年3月25日条例第17号

平成17年12月16日条例第66号

平成20年9月5日条例第23号

平成25年2月27日条例第1号

平成26年3月26日条例第15号

令和2年3月31日条例第15号

令和2年6月15日条例第19号

山形市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第2条** 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 議員は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、前項に定める経費以外のものに充ててはならない。

(交付対象)

**第3条** 政務活動費は、山形市議会の議員に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第4条** 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額100,000円を交付する。

2 前項の規定による交付は、四半期ごとに行うものとし、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の

翌月分（その日が基準日に当たるときは、当該月分）から政務活動費を交付する。

4 第1項の規定にかかわらず、基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当該月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の10日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、交付日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日若しくは日曜日（以下この項において「休日等」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日に交付する。

6 前項の規定にかかわらず、一般選挙後において最初に交付する政務活動費の交付日については、別に定める。

（議員でなくなった場合の政務活動費の返還）

**第5条** 政務活動費の交付を受けた議員が一四半期の途中において議員でなくなった場合は、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当該月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書等の提出）

**第6条** 政務活動費の交付を受けた議員は、毎年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該収入及び支出に係る会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し（第9条において「会計帳簿等の写し」という。）を添えて議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（議長の責務）

**第7条** 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

**第8条** 市長は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第2条第1項に定める経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存）

**第9条** 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書及び会計帳簿等の写し（次条において「収支報告書等」という。）を、第6条第2項に規定する提出期限の日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（収支報告書等の閲覧）

**第10条** 何人も、議長に対し、議長が別に定めるところにより、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による閲覧の請求があったときは、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第8条に規定する非公開情報が記録されている部分を除き、収支報告書等を当該請求を行った者の閲覧に供するものとする。

（委任）

**第11条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（令和2年度における交付額の特例）

2 令和2年度において交付する政務活動費に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「月額100,000円」とあるのは、「4月分から6月分までにあつては月額100,000円、7月分から9月分までにあつては月額40,000円、10月分から翌年3月分までにあつては月額30,000円」とする。

附 則（平成14年6月26日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月25日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山形市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月16日条例第66号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年9月5日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年2月27日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山形市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの条例による改正前の山形市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

（山形市議会基本条例の一部改正）

3 山形市議会基本条例（平成24年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

**附 則**（平成26年3月26日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙による市議会議員の任期の起算日となる日から適用する。

**附 則**（令和2年3月31日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項の規定は、令和2年度以後に交付される政務活動費に係る収支報告書等の提出について適用し、令和元年度以前に交付された政務活動費に係る収支報告書等の提出については、なお従前の例による。

3 改正後の第10条の規定は、令和元年度以後に交付された政務活動費に係る収支報告書等の閲覧について適用する。

**附 則**（令和2年6月15日条例第19号）

この条例は、交付の日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	議員が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	議員の行う政務活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
広報広聴費	議員の行う活動について、住民に報告し、広報し、又は住民の要望や意見を吸収するための会議等の開催に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請又は陳情活動を行うために要する経費
資料作成費	議員の行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員の行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員の行う政務活動を補助するための短期的な職員の雇用に要する経費
事務所費	議員の行う政務活動に必要な事務所の維持管理に要する経費
通信・交通費	議員の行う政務活動に必要な通信又は移動に要する経費